National Teachers Union of Private Universities and Colleges

私大ユニオン・ニュース

題字：奥平　康弘

第９２号
2023/10/17

全国私立大学教職員組合（私大ユニオン）
〒101-0003東京都千代田区一ツ橋2-6-2
日本教育会館６階
電話03-3262-2151　FAX03-3262-2152
郵便振替00190-3-28088　http://upuc.org/

国際卓越研究大学の候補に東北大学

危機に瀕する申請大学の学問の自由

9月1日、文部科学省は「国際卓越研究大学」の候補に東北大学を選定した。昨年５月に成立した国際卓越研究大学法にもとづき、世界トップレベルの研究力をめざす大学を支援するものとされている。しかし、申請大学の審査過程を顧みると、「政治」による学問の自由・大学の自治への介入の実態があまりに明白となってくる。多くの私大とっては、いささか距離感のある制度だが問題点を再確認したい。

申請は超大規模大学 10 件のみ

国際卓越研究大学の選定は、昨年11月に策定された「基本的な方針」にもとづき、以下の観点から一体的に行うとされている。

○国際的に卓越した研究成果を創出できる研究力
○実効性が高く、意欲的な事業・財政戦略
○自律と責任のあるガバナンス体制

公募は昨年12月に開始され、本年3月までに以下の10大学から申請がなされた。

[1] 早稲田大学	[2] 東京科学大学　※
[3] 名古屋大学	[4] 京都大学
[5] 東京大学	[6] 東京理科大学
[7] 筑波大学	[8] 九州大学
[9] 東北大学	[10] 大阪大学

※東京科学大学（仮称）は、東京工業大学と東京医科歯科大学による共同申請

本件の審査を担う「認定に関する有識者会議」（座長・上山隆大CSTI常勤議員）は、最終的に東大・東北大・京大の3大学に対して現地視察を実施し、最終的に東北大学1大学を候補に選定している。

全学的「改革」を強要する有識者会議

有識者会議は審査の共通論点として「大学の一部分のみしか関与しない計画ではなく、全学的な変革が求められる。」「大学全体として、持続的に研究環境が改善される枠組みとなっているか。」「大学の組織を再構築する有効な戦略・戦術が示されているか。」等々、大学総体の「改革」に重点を置いている。

同会議は審査状況の説明の中で、各申請大学への意見として、東大については「既存組織の変革に向けたスケール感やスピード感は必ずしも十分ではなく、学内調整の加速化・具体化が求められる。今後、構想の具体的内容を学内の多くの構成員が共有し、全学として推進することが確認できれば、認定候補となりうると考える。」としている。また、京大についても「現在の執行部の変革への意志が（中略）学内の多くの構成員に共有され、全学として推進することを期待したい。」との論評がみられる。

同会議は、両大学とも全学的な共有が不十分であると指摘し、最終選考をパスしなかった理由の一つとしており、全学的な「改革」を強要しているに等しい。

侵害される学問の自由・大学の自治

本制度については、RU11 を頂点とする一部の大規模大学に資金が流れ大学間格差が一層拡大されること、産学連携を前提とした時流に乗った応用研究が重用され研究の多様性が阻害されること等々、これまでにさまざまな問題点が指摘されてきた。

同時に今回の審査過程を顧みるにつけ、大学の研究の在り方、さらには大学の事業・財政戦略、ガバナンス体制に「政治」が大きく介入する実態があまりに明白になったと言える。まさに、学問の自由、大学の自治が侵害されつつあり、危機に瀕している。

危惧される学問の自由・大学の自治
大学支配に向け暗躍する「チーム甘利」

学問の自由は憲法により保障されている以上、建前としては自民党政権もそれを否定することはできない。他面、国際卓越研究大学に公募した大学ついては、総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）等のもとに設置されたアドバイザリーボード（国際卓越研究大学の認定等に関する有識者会議）が提示する「変革」にむけた条件をクリアーすることが求められ、事実上、「政治」による大学の自治への介入を招くことになる。

国際卓越研究大学法の目的とは

国際卓越研究大学法は、正式には「国際卓越研究大学の研究及び研究成果のための体制強化に関する法律」で、何とも長い名称だが、その目的は第1条に次のように規定されている。

○国際卓越研究大学の認定

○国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化を目的とする事業の実施に関する計画の認可

○当該事業に関する科学技術振興機構による助成等について定めること

昨春、第208回国会に提出され、衆参とも文部科学委員会で実質各1日の審議で可決成立（立憲民主党・日本共産党など゜は反対）している。

「学問は自由」文科相が国会で答弁

認定審査過程で、申請大学の学問の自由・大学の自治が、政治的介入を受けることを危惧する野党議員の質問に対して、国会の委員会審議の場で、末松信介文科大臣（当時）は次のように答弁している。

『憲法第23条に定められた学問の自由は（中略）特に大学における学問の自由及びその成果の発表、教授が自由に行われることを保障したものでございます。三つの自由と言われていますけれども、かつて明治時代に、明治憲法の折には弾圧されたとかいろんな歴史がございますから、学問は自由でございます。』（2022/5/17・参院文教委）

同法第2条には、条文表現が弱く気になるが、「国は、この法律の運用に当たっては、研究者の自主性の尊重その他大学における教育及び研究の特性に常に配慮しなければならない。」とも規定されている。

前頁で示した有識者会議の発言等々は、これらの条文や大臣答弁を大きく逸脱するものではないのか。

大学の「意識改革」を唱える甘利明さん

法の建前と運用実態の乖離はこのように明白だが、実は「本音」を率直に語った記事が存在する。経産大臣等を歴任した自民党衆議院議員の甘利明さんによるジアース教育新社発行の『文部科学教育通信』の2019年11月11日号に掲載された「国立大学は『知的産業体』の自覚を」と題したインタビュー記事だ。

甘利明さんはその中で、日本の国立大学のシーズは豊富だがそれをマネタイズする、ビジネス化する仕組みが全くできていないと批判する。大学は能動的に仕掛けることを学ぶべきで、経営するという自覚が必須だとも言い、文科省も国立大学（私大には関心ないようだが）も意識改革が必要だと意気軒高だ。

研究大学構想に関与する「チーム甘利」

同記事によると甘利さん曰く「経産相になって、CSTI改革をやった。CSTIの橋本和仁さんとは一緒にチームを組んでやっていた。林芳正、岸田文雄さんとか茂木敏充、世耕弘成、これはみんな『チーム甘利』だ。」「橋本さんが東大の五神真さんを連れてきた。」「橋本さんが上山隆大さんを紹介してくれた。（中略）その後、上山さんと五神さん、橋本さんと一緒に話し合ってきた。文科省高等教育局長や官邸の和泉洋人補佐官たちも交えて、構想を練ってきた。」そうである。

橋本和仁さんは大学ファンドを管理する科学技術振興機構（JST）理事長、上山隆大さんは総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）の常勤議員である。

「チーム甘利」が暗躍し、国際卓越研究大学構想に関与しただろうことが推認でき、看過できない。

〈注〉「大学・学問の自由を侵害する『国際卓越研究大学法案』の可決成立に抗議する声明」（2022/6/11）を参照されたい。（HPに掲載）